

2023年4月3日

各位

会社名 BBDイニシアティブ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 グループCEO 稲葉雄一  
 (コード番号 5259 東証グロース)  
 問合せ先 取締役 グループCFO 佐藤幸恵  
 (TEL 03-5405-8120)

**譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I 当社の取締役等（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式

1. 発行の概要

|     |                                    |  |
|-----|------------------------------------|--|
| (1) | 払 込 期 日                            | 2023年4月28日                             |
| (2) | 発行する株式の種類及び数                       | 当社普通株式 30,000株                         |
| (3) | 発行 価 額                             | 1株につき 833円                             |
| (4) | 発行 総 額                             | 24,990,000円                            |
| (5) | 株式の割当予定先の対象者及び<br>その人数並びに割り当てる株式の数 | 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>3名 30,000株   |
| (6) | そ の 他                              | 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、当社は、当社定款附則第2条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を各事業年度当たり30,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、定めております。

なお、本制度の概要等については以下のとおりです。

<本制度の概要>

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭

報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、株式の発行又は自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記③定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## (2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の 30,000 株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の上限とします。

但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## (3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

### ① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承

認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

本日、取締役会決議により、対象取締役の3名に対し金銭報酬債権合計24,990,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付として当社普通株式30,000株を割当てることといたしました。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2023年4月28日～2026年4月27日

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対

象取締役が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年3月29日の東京証券取引所におけるナレッジスイート株式会社の普通株式の終値である833円としております。これは、ナレッジスイート株式会社普通株式1株につき当社普通株式1株が割当交換されたこと及び当社設立登記日（株式移転効力発生日）直前におけるナレッジスイート株式会社普通株式の最終売買日の終値であることから、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

## II 当社の執行役員、従業員、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対する譲渡制限付株式

### 1. 発行の概要

|     |              |   |
|-----|--------------|---|
| (1) | 払 込 期 日      | 2023年4月28日                                  |
| (2) | 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 50,000株                              |
| (3) | 発 行 価 額      | 1株につき 833円                                  |
| (4) | 発 行 総 額      | 41,650,000円                                 |
| (5) | 割 当 予 定 先    | 当社子会社の取締役 8名 48,250株<br>当社子会社の従業員 8名 1,750株 |
| (6) | そ の 他        | 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。      |

### 2. 発行の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役に対してだけでなく、当社の執行役員、従業員、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員（以下「対象従業員等」といいます。）に対しても当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の導入を決議いたしました。

本日、取締役会決議により、当社の対象従業員等16名に対し金銭報酬債権合計41,650,000円（以下「金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象従業員等が金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付として当社普通株式50,000株を割当てることといたしました。なお、対象従業員等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象従業員等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、金銭報酬債権は、対象従業員等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 本割当契約の概要

① 譲渡制限期間 2023年4月28日～2026年4月27日

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象従業員等が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解

除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、自己都合による退職は正当な理由とは認めないものとします。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象従業員等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年3月29日の東京証券取引所におけるナレッジスイート株式会社の普通株式の終値である833円としております。これは、ナレッジスイート株式会社普通株式1株につき当社普通株式1株が割当交換されたこと及び当社設立登記日（株式移転効力発生日）直前におけるナレッジスイート株式会社普通株式の最終売買日の終値であることから、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上